

助成金のご紹介

平成28年9月14日
社会保険労務士 清水英明

1. そもそも助成金とは？

雇用関係の助成金の目的は、労働者の職業を安定させる（生活を守る）ために、失業の予防、雇用機会の増大、雇用状態の是正、労働者の能力開発などを図るために、国（厚生労働省）が、企業に対し支給する返済不要の支援金です。

さらに近年では、創業や職場環境の充実のための設備投資に掛かった費用の一部を助成したり、就業規則の変更（定年の延長・廃止や介護・育児休暇制度の充実など）を対象とした助成金も増えています。

「ポイント」

○国の予算を使って様々な支援をするため、支給要件はそれなりに厳格であり、当然ながら予算を使いきったら終了します。

○原則、助成金の申請手続きは、「計画書作成」→「労働局へ提出」→「労働局の計画内容承認」→「助成金対象の事業実施」→「事業実施報告を提出・助成金申請」→「労働局の審査」→「助成金支給」

従って、例えば年間の人事戦略や教育スケジュールなどにイベントの一つとして組み込み、実施していくのが賢明と思われます。

2. 助成金の種類

- ①従業員の雇用維持を図る場合の助成金
- ②離職者の円滑な労働移動を図る場合の助成金
- ③従業員を新たに雇い入れる場合の助成金
- ④従業員の処遇や職場環境の改善を図る場合の助成金
- ⑤障害者が働き続けるように支援する場合の助成金
- ⑥仕事と家庭の両立に取り組む場合の助成金
- ⑦従業員等の職業能力の向上を図る場合の助成金
- ⑧労働時間・賃金・健康確保・勤労者福祉関係の助成金
- ⑨業務改善に関する助成金

生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

- ⑩経済産業省・中小企業庁、地方公共団体関連の補助金

以上